

# 共用部分の計算書

算定期間		年 月 日から 年 月 日まで		※	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
				処理事項					
				氏名又は 名称					
				個人番号又は 法人番号					
※	事業所等の名称	事業所等の所在地							
専用部分の延べ面積	①	㎡	③		の内訳			⑦	
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		消防設備等に係る共用床面積		⑧				㎡
非課税に係る共用床面積	③		防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積		①			
③以外の共用床面積	④			2分の1が非課税となる共用床面積		②	( $\times \frac{1}{2}$ )		
共用床面積の合計 (③+④)	⑤		⑧～②以外の非課税に係る共用床面積		③				
事業所床面積となる共用床面積 ( $④ \times \frac{②}{①}$ )	⑥		合 計 (⑧～③)		④				
※	事業所等の名称	事業所等の所在地							
専用部分の延べ面積	①	㎡	③		の内訳			⑦	
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		消防設備等に係る共用床面積		⑧				㎡
非課税に係る共用床面積	③		防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積		①			
③以外の共用床面積	④			2分の1が非課税となる共用床面積		②	( $\times \frac{1}{2}$ )		
共用床面積の合計 (③+④)	⑤		⑧～②以外の非課税に係る共用床面積		③				
事業所床面積となる共用床面積 ( $④ \times \frac{②}{①}$ )	⑥		合 計 (⑧～③)		④				

#### 第 44 号様式別表 4 記載要領

- 1 この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」という。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」という。）がある場合に第 44 号様式別表 1 に添付すること。  
したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要がないものであること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 4 ①の欄は、共用部分以外の部分（以下「専用部分」という。）で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載すること。
- 5 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（以下「専用床面積」という。）を記載すること。  
なお、この専用床面積は、第 44 号様式別表 1 の「専用床面積⑦」の欄と一致するものであること。
- 6 ③の欄は、④の欄の数値を記載すること。
- 7 ⑦の欄は、次により記載すること。ただし、⑦、⑧及び⑨の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載すること。
  - (1) ⑦の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」という。）のうち、地方税法施行令（以下「政令」という。）第 56 条の 43 第 2 項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載すること。
  - (2) ⑧の欄は、共用床面積のうち政令第 56 条の 43 第 3 項第 1 号イ、第 4 号及び第 5 号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載すること。
  - (3) ⑨の欄は、共用床面積のうち政令第 56 条の 43 第 3 項第 1 号ロ、第 2 号、第 3 号及び第 5 号ロに掲げる設備等に係る床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積を記載すること。
  - (4) ⑩の欄は、共用床面積のうち、⑦、⑧及び⑨以外の非課税に係る共用床面積を記載すること。
  - (5) ⑦～⑩に記載がある場合には、別表 2 に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付すること。